

## 株式会社北海道銀行が実施する 株式会社本間解体工業に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社北海道銀行が実施する株式会社本間解体工業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2025年4月30日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社本間解体工業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

### I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が株式会社本間解体工業（「本間解体工業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト



# JCR Sustainable PIF for SMEs

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、本間解体工業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、本間解体工業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

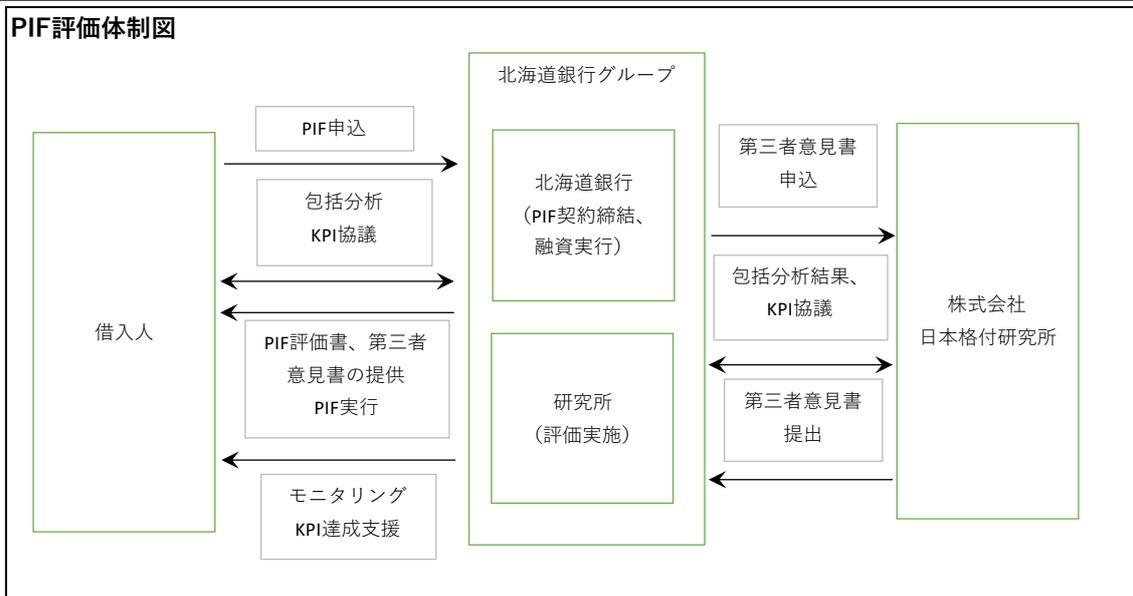
### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所  
(出所：北海道銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

### ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面

のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である本間解体工業から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当アナリスト

佐藤 大介

---

佐藤 大介



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブ・インパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブ・インパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

#### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

---

評価対象企業：【株式会社本間解体工業】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所



北海道銀行グループ

株式会社 道銀地域総合研究所

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、株式会社本間解体工業（以下、本間解体工業）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、本間解体工業に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

## 本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	株式会社本間解体工業
借入金の金額	500 百万円
借入金の資金用途	事業資金
モニタリング期間 (返済期限)	5 年 (2030 年 4 月 30 日)

## 1. 株式会社本間解体工業の事業概要

### (1) 会社概要

企業名	株式会社本間解体工業
従業員数	116 人（2024 年 12 月末現在）
売上高	10,067 百万円（2024 年 3 月期）
所在地	本社：北海道札幌市西区発寒 17 条 4 丁目 1 番 74 号 東京支店：東京都港区芝公園 1 丁目 8 番 20 号
主たる事業分野	総合解体工事業

## (2) 主な沿革 (抜粋)

西暦年	月	主な内容
1977	4	本間工務店として創業
1980	1	建設業許可取得
1985	4	本間解体工業として法人組織変更
1999	4	資本金 5,000 万に増資
2006	12	現在の所在地に移転
2016	12	資本金 8,000 万に増資
2024	1	東京支店開設

## (3) 主な業務内容

1977 年の創業以来、総合解体工事業を主としており、札幌を拠点に多くの解体工事を手掛け、その実績を積み重ねてきた本間解体工業は、「キレイ・安全・正確」のモットーを掲げており、解体のエキスパート「技術屋集団」として日々研鑽を積んでいる。

主な解体業種	コンクリート造建物解体、各種ビル、大型マンション、鉄骨、鉄塔、ビル看板、煙突、橋梁、工場、ボイラー、各種プラント、一般住宅、学校、アパート、旅館
--------	--

## (4) 企業ビジョン

新しい街づくりへ、私たちができること。  
What we can do to create a new city.

本間解体工業は、安全第一を掲げ、常にお客様満足度向上を意識します。  
コンプライアンスを遵守し、21 世紀にふさわしい環境対策に取り組みます。  
社員家族の生活向上と地域社会の発展に貢献していきます。

## (5) 各種認証の取得

建設業許可 (国土交通大臣許可 (特-6) 第 29156 号)

産業廃棄物収集運搬業許可 (北海道知事許可第 0100134357 号)

特別管理産業廃棄物 (北海道知事許可第 0150134357 号)

## (6) 内部環境・外部環境

### ①内部環境

解体工事の実績は、北海道で1番目、全国で3番目（2023年売上高、帝国データバンク調べ）を誇る本間解体工業は、北海道を中心に解体工事を行っている。公共住宅から商業施設の解体、さらには土木工事に関わる撤去工事まで、新たな街づくりに向けた、あらゆる解体工事に携わっている。

本間解体工業にとっての「解体」とは、街の新たな「創造」を生み出す上で欠かせない仕事であり、今あるものを「解体(ReSET)」した後は、新たな空間が「誕生(ReBORN)」し、新たな街の歴史が「再生(ReSTART)」することとなるため、本間解体工業は、これからも新たな創造に向けたスマートな解体を目指し続けている。

#### ア. 主な解体実績（抜粋）

	施設名等	住所	カテゴリー	規模
1	さっぽろ芸術文化の館解体工事	北海道札幌市	公共施設	32,791 m <sup>2</sup>
2	ドーコン本社ビル解体工事	北海道札幌市	オフィスビル	22,176 m <sup>2</sup>
3	千葉ジュノ改修工事	千葉県千葉市	商業施設	20,567 m <sup>2</sup>
4	旧北海道科学大学高校解体工事	北海道札幌市	教育施設	17,158 m <sup>2</sup>
5	(仮称)札幌南1条プロジェクト既存建物地上解体工事	北海道札幌市	宿泊施設	15,660 m <sup>2</sup>
6	ヒューリック札幌（Ⅱ期）解体工事	北海道札幌市	オフィスビル	14,235 m <sup>2</sup>
7	札幌市中央区複合庁舎整備事業	北海道札幌市	公共施設	14,028 m <sup>2</sup>
8	桑園社宅302号棟ほか14棟撤去工事	北海道札幌市	公共住宅	12,629 m <sup>2</sup>
9	札幌第一生命ビルディング解体工事	北海道札幌市	オフィスビル	11,775 m <sup>2</sup>
10	旧病院解体工事（市立美唄病院）	北海道美唄市	病院施設	10,258 m <sup>2</sup>



写真：さっぽろ芸術文化の館解体工事  
（出所）本間解体工業 HP



写真：(仮称)札幌南1条プロジェクト既存建物地上解体工事

## イ. 解体工事に欠かせない重機

本間解体工業は、北海道トップクラスの解体工事のシェアを誇っており、札幌駅前通の再開発においては 9 割以上の建物を解体している。本間解体工業では 120 台の重機を所有しており、自社工場には常に 20～30 台が待機している。

従前より高所専用の重機（27メートル～50メートル）を保有しており、オフィスビル等の解体を行ってきたが、2024 年 4 月には、世界最大超大型重機となるコベルコ建機（東京）製の「SK3600D」を導入した。地上から最大 65メートルの高さは、世界一としてギネスブックに登録済で、21 階建て程度の建物等を地上から解体できる。今後、再開発の進展等で解体需要の拡大が見込まれる中、この建機を導入することで業務効率の向上を図っている。



写真：本間解体工業が導入したコベルコ建機製「SK3600D」  
（出所）本間解体工業 X(旧 Twitter)

参考：本間解体工業が導入している高所専用重機



写真：超ロング高所専用機（40m）「ZX1000K-3」  
（出所）本間解体工業 HP



写真：超ロング高所専用機（35m）「SK1300DLC」

## ウ. 本間解体工業の解体における基本方針

本間解体工業は、1977年の創業以来、ランドマークとなる大型建築物をはじめ、公共住宅や商業施設、さらには土木工事に関わる撤去工事まで、新たな街づくりに向けた、あらゆる解体工事を手掛けている。今後、新たな創造に向けて、本間解体工業では「キレイ・安全・正確」のモットーを掲げており、騒音対策をはじめ以下の基本方針のもと業務を行っている。

図表 1 本間解体工業の基本姿勢

 <p>騒音対策</p>	音を極力発生させない、漏らさない。機械選択から保護まで、静寂性を重視しています
 <p>ごみ処理</p>	建築素材の分別処理、そして有害物質の適切な処理などを徹底管理しています。
 <p>安全対策</p>	解体工事の基本・原則は「安全」。人々が安心できる周辺環境を整備します。
 <p>正確性</p>	工事には安全・衛生・産廃処理などの各分野のエキスパートで構成。正確性を高めています。
 <p>迅速対応</p>	計画に基づいた迅速な工事に対応。余裕をもった作業進行をおこなっています。

(出所) 本間解体工業 HP

### 【ポイント】

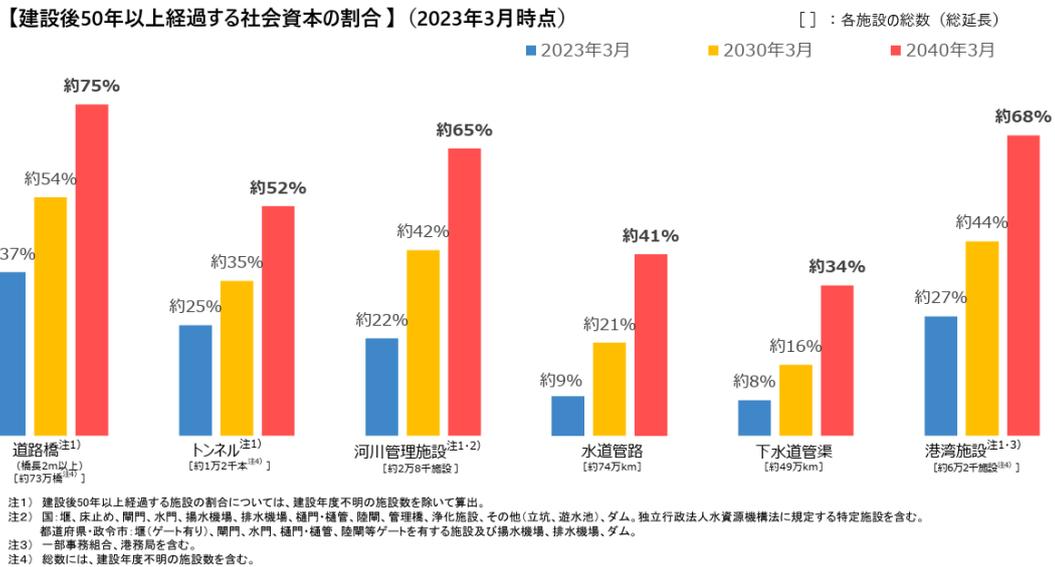
- ・北海道トップクラスの解体工事業者であり、大手や地場建設業者を対象に安定した販路を形成している。
- ・コベルコ建機製の「SK3600D」をはじめ、高所専用重機を保有しており、オフィスビル等の解体に対応できる。
- ・解体工事において「キレイ・安全・正確」のモットーを掲げており、騒音対策をはじめ各種対策を講じている。

## ②外部環境

### 1) 解体工事の展望

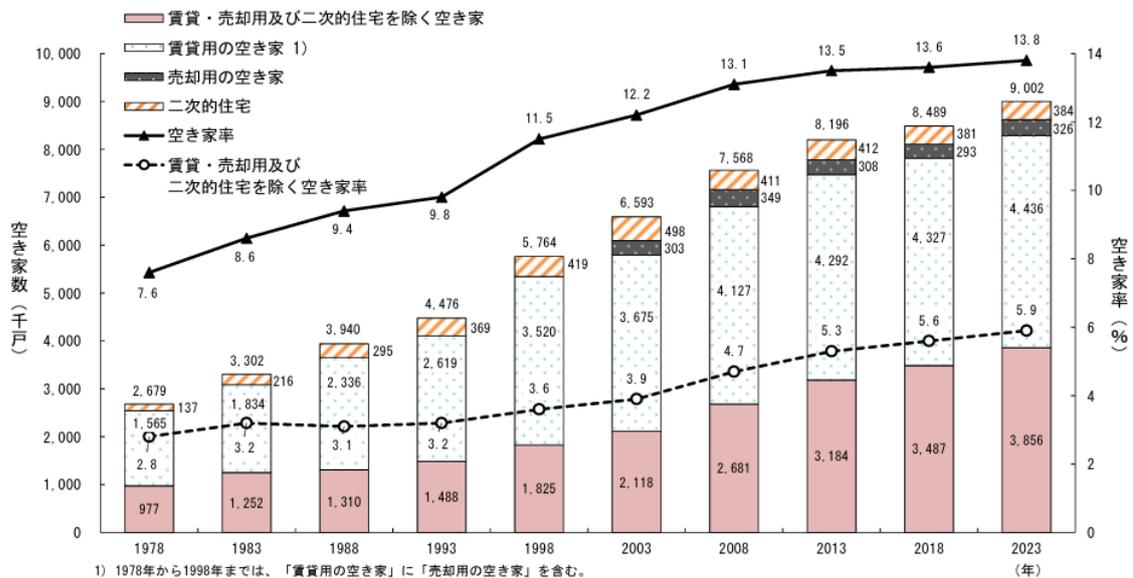
現状、建設後50年以上経過する社会資本（道路橋・道路トンネル・河川管理施設・下水道・港湾施設等）の割合は年々増加し、急速な老朽化により大規模な更新が必要となっている。加えて、空き家数・空き家率ともに年々増加しており、戸建て住宅や共同住宅の解体も増加すると予想され、解体工事件数は増加傾向にある。

図表 2 建設後50年以上経過する社会資本の割合



(出所) 国土交通省

図表 3 空き家数及び空き家率の推移-全国(1978年-2023年)

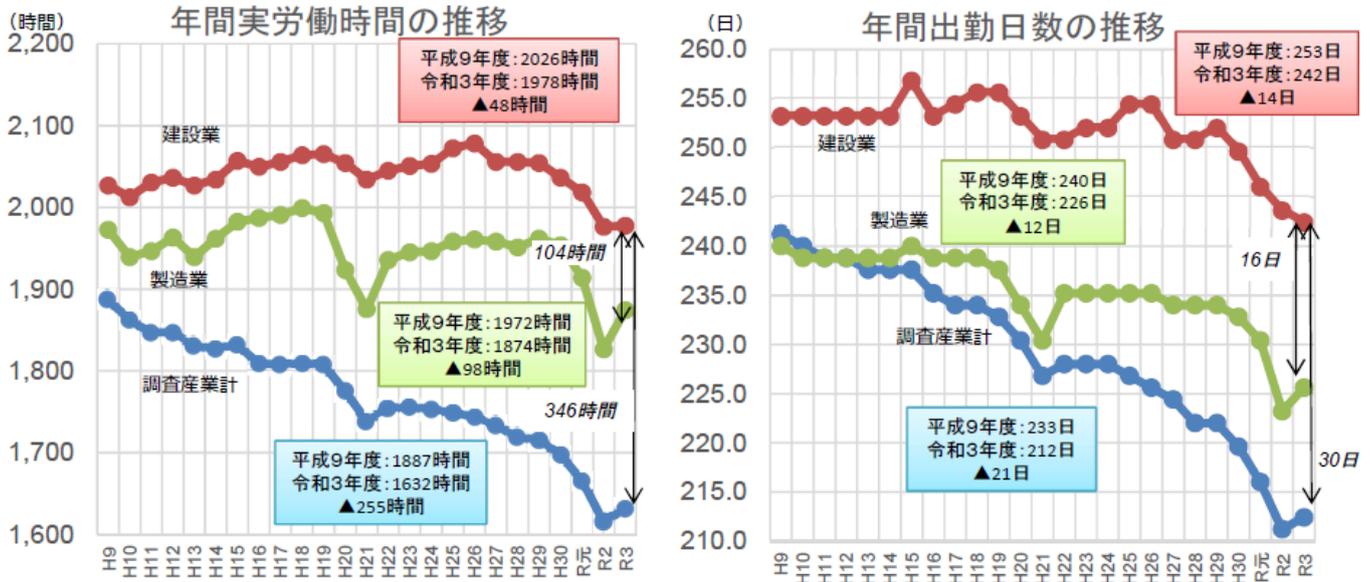


(出所) 総務省「令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果」

## 2) 建設業界の「2024年問題」

建設業界において、2024年4月から罰則付きで時間外労働の上限規則（原則月45時間以内等）が適用された。2021年の建設業の年間実労働時間は1,978時間、年間出勤日数は242日に対して、調査産業全体の年間実労働時間は1,632時間、年間出勤日数は212日となっており、建設業は他産業と比較しても労働時間や出勤日数が多い状況にあり、建設業における働き方改革が他産業と比べて非常に遅れている現状を示している。加えて、慢性的な人材不足と高齢化による技術者の退職などが問題となっており、働き方改革関連法の適用開始に備えて労働環境の見直しを進める必要が急務となっている。

図表4 実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）



(出所) 国土交通省

## 3) 深刻な人手不足問題

北海道内の正社員の人手不足割合を業界別にみると、「建設」が72.8%で最も高く、「運輸・倉庫」(70.8%)がこれに次ぎ、10業界中2業界で7割を超えている。両業界は時間外労働の上限規制が強化され、「2024年問題」に直面しており、人手不足が一層深刻化しているとともに、高齢化により現場の就労が難しくなる業種であるため、若年層の就業者の確保が急務となっている。

図表5 業界別 北海道内の正社員の人手不足状況

	2022年7月	2023年7月	2024年7月
農林水産	56.5%	54.5%	60.0%
金融	61.5%	70.0%	46.2%
建設	70.8%	70.7%	72.8%
不動産	28.6%	25.0%	47.4%
製造	46.7%	50.6%	53.9%
卸売	39.3%	49.5%	42.7%
小売	40.9%	43.2%	44.2%
運輸・倉庫	55.2%	62.5%	70.8%
サービス	68.5%	67.9%	51.4%
その他	0.0%	0.0%	50.0%

(出所) 帝国データバンク札幌支店  
「道内企業向け意識調査(2024年7月)」

#### 4) 北海道の建設業界が抱える問題

北海道の建設業界は、道民生活や社会経済活動の基盤となる道路や河川、住宅などの社会資本の整備や日頃の維持管理はもとより、除雪や施設の長寿命化等の対応、さらには、地震や台風などの自然災害の発生時における通行止めや応急工事等の初期対応や被災後の迅速な復旧等、北海道の発展や地域の安全・安心、経済・雇用を支える重要な役割を担っている。

現在、建設投資額は安定して推移しているものの、少子高齢化の影響により、全産業で生産年齢人口の減少が進み、建設業界においても、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど人材確保が厳しい状況となっており、将来にわたる建設工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じたより一層の生産性向上が必要となっている。

図表 6 北海道の建設業界の現状

道内建設業売上高営業利益率	営業利益率は、近年改善傾向 1.3% (2013年) → 4.8% (2021年)
道内建設業就業者年齢構成比	若年層は低下傾向 50歳以上：55% / 29歳以下：10% (2021年)
北海道内新規高等学校卒業者 求人充足率	全産業別で最低の充足率 求人充足率：16.9% (2021年)
北海道内建設労働者 月間実労働時間	全国平均 165.3 時間を上回る 月間実労働時間：173.2 時間 (2021年)

(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

#### 【ポイント】

- ・建設後 50 年以上経過する社会資本の割合、空き家数・空き家率ともに年々増加していることに伴い、解体工事件数は増加傾向にある。
- ・「2024 年問題」に対して、業界全体として対策が急務である。
- ・深刻な人手不足問題に加え、就業者の高齢化、人材確保が厳しい状況であるため、生産性向上が急務である。

## 2. 本間解体工業の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

### (1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、本間解体工業の事業については、国際標準産業分類における「解体」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●
	健康および安全性		●
	生計	●	●
	平等と正義		●
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系		●
	サーキュラリティ		●

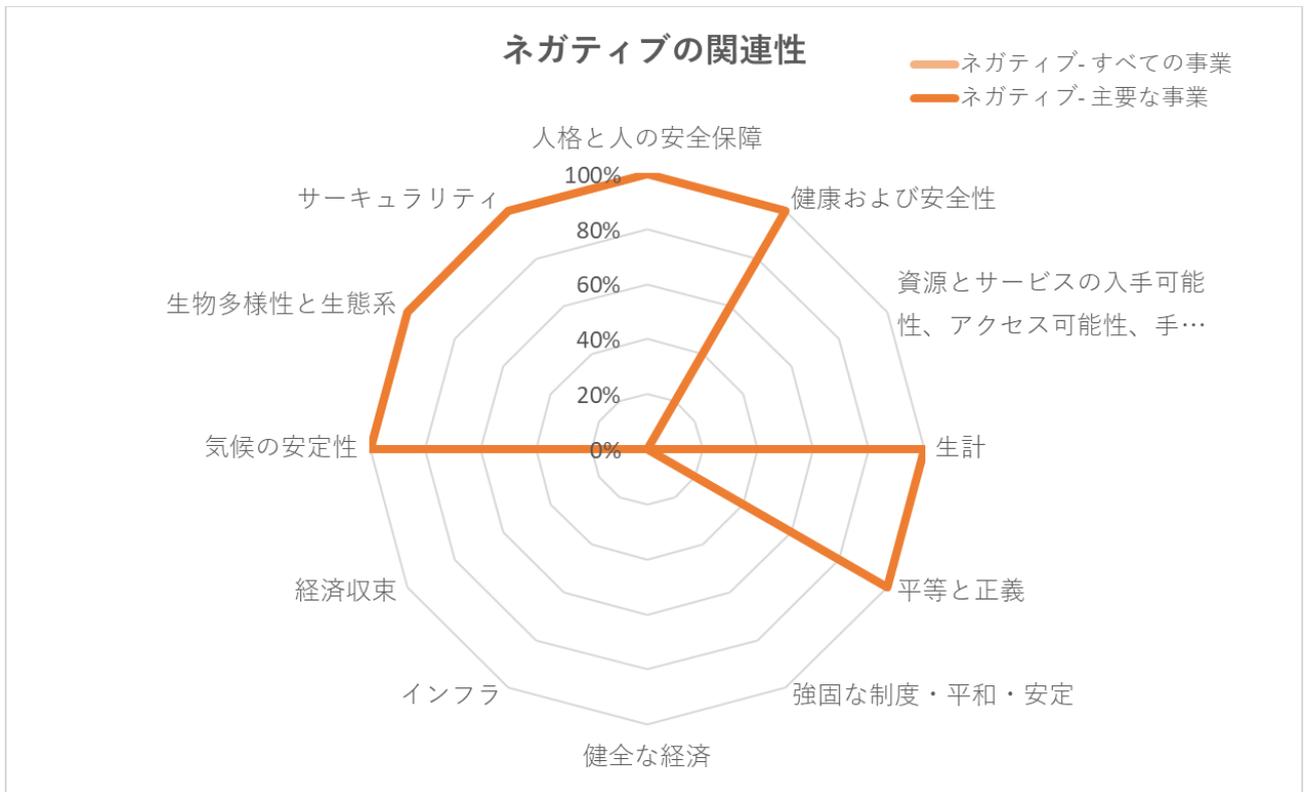
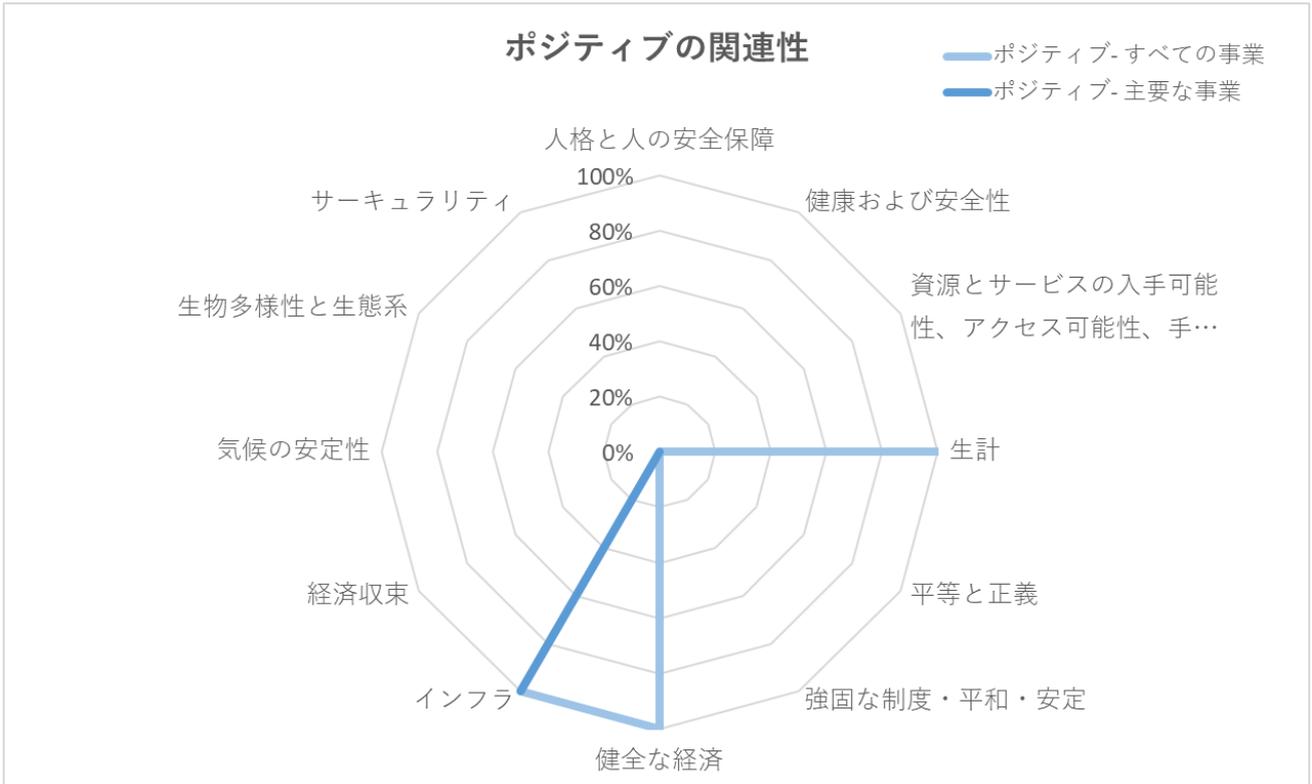
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表 1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業 4311 解体			
			ポジティブ	ネガティブ		
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		●		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		●		
	健康および安全性	—		●		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生				
		教育				
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
		生計	雇用	●		
			賃金	●		●
	社会的保護				●	
平等と正義	ジェンダー平等					
	民族・人種平等			●		
	年齢差別					
	その他の社会的弱者			●		
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●			
	インフラ	—	●			
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—		●		
	生物多様性と生態系	水域		●		
		大気		●		
		土壌		●		
		生物種		●		
		生息地		●		
	サーキュラリティ	資源強度		●		
		廃棄物		●		

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



これらの集約結果、及び本間解体工業の個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトピック単位での修正内容は別表2のとおり。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業			全事業	
		ポジティブ	ネガティブ		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●			
	健康および安全性		●		●	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質			●		
	生計	●	●	●	●	
	平等と正義		●		●	
社会経済	健全な経済	●				
	インフラ	●				
環境	気候の安定性		●		●	
	生物多様性と生態系		●		●	
	サーキュラリティ		●		●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「現代奴隷」、「自然災害」、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由
追加項目	ポジティブ・インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
	ネガティブ・インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等 年齢差別	ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
削除項目	ポジティブ・インパクト	社会経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	事業内容が零細・中小企業の経済力の向上に寄与するものではないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会経済	インフラ	-	公共公益機関を対象にした商品やサービスの提供を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
	ネガティブ・インパクト	社会	人格と人の安全保障	現代奴隷	事業活動において人権侵害や搾取を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		社会	人格と人の安全保障	自然災害	自然災害の悪化につながりうる事業を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		社会	生計	賃金	北海道の平均賃金以上の賃金水準を確保しているため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		環境	生物多様性と生態系	水域 土壌 生物種 生息地	大量の汚水・廃油等が出る工程がないことに加え、生物多様性や生態系に影響を与える事業や開発に直接携わっていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。

《別表2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		●		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		●		
	健康および安全性	—		●		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生				
		教育				●
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
	ファイナンス					
	生計	雇用	●			●
		賃金	●	●		●
		社会的保護		●		●
平等と正義	ジェンダー平等				●	
	民族・人種平等		●		●	
	年齢差別				●	
	その他の社会的弱者		●		●	
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●			
	インフラ	—	●			
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—				●
	生物多様性と生態系	水域				●
		大気				●
		土壌				●
		生物種				●
		生息地				●
	サーキュラリティ	資源強度				●
		廃棄物				●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

### 3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	環境配慮に向けた取組み	気候の安定性	—
		生物多様性と生態系	大気
		サーキュラリティ	資源強度、廃棄物
II	働きやすい職場づくりに向けた取組み	健康および安全性	—
		生計	雇用、賃金、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者
III	人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み	健康および安全性	—
		生計	社会的保護
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育

#### 4. 本間解体工業に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

##### （1）環境配慮に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	NI の低減
インパクト エリア/トピック	NI:〈気候の安定性〉、〈大気〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	環境配慮に向けた各種施策の実行
毎年モニタリングする 目標と KPI	<b>【目標】</b> ・自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進 <b>【KPI】</b> ・2029 年度末までにハイブリット重機 を 20 台導入 ・2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、順次 LED 化を進める ※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討

##### ①ハイブリット重機の導入（NI：〈気候の安定性〉、〈大気〉、〈資源強度〉）

二酸化炭素排出量を部門別に見ると、2021 年度実績で産業部門は 35.1%を占めており、国土交通省の試算によると軽油を燃料とする建設機械が産業部門のうち 1.7%を占めていることから、国土交通省ではこれまで燃費性能の向上による省 CO2 化や ICT 施工による作業効率の向上を進めているところである。

以上の背景により、本間解体工業においてもハイブリット重機の導入を検討しており、二酸化炭素、粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）の削減に取り組んでいく。これらの取組みにより、業界としても 2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指していく。

##### ア. ハイブリット重機の導入目標

導入実績（2024 年 3 月末）	導入目標（2030 年 3 月末）
ハイブリット重機 0 台	ハイブリット重機 20 台

##### ②LEDライトの導入（NI：〈気候の安定性〉）

本間解体工業の LED ライト設置実績と導入目標については、以下のとおり。水俣条約の締約国会議により、2027 年末までにすべての蛍光灯の製造と輸出入の禁止を受けて、順次蛍光灯を廃止して LED 化を進めていき、省電力化による二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく。

##### ア. LED ライトの導入目標

実績（2024 年 3 月末）	目標（2027 年末）
会社事務所、工場に導入済み	全社的に 2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、順次 LED 化を進める

③産業廃棄物の適正処理（NI:〈廃棄物〉）

廃棄物処理法では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされ、廃棄物の排出事業者責任を強く求めており、本間解体工業では法令に則り産業廃棄物を適正に処理している。また、産業廃棄物多量排出事業者※として、産業廃棄物の処理計画の策定を行い、計画書やその実施状況などを毎年札幌市長に提出している。

※産業廃棄物多量排出事業者

前年度に産業廃棄物を 1,000t 以上排出した事業者／前年度に特別管理産業廃棄物を 50t 以上排出した事業者

図表 7 本間解体工業が提出した産業廃棄物処理計画（2024 年 6 月、抜粋）

(別紙)

① 現状(令和5年度)

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき類	ガラス・陶器類	プラスチック類	金属くず	混合(安定型のみ)	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず	石膏ボード	混合(管理型を含む)	水銀使用製品産業廃棄物	炭油	タールピッチ	廃石綿等	合計(t)
排出量	64,537	2,114	399	93	219	0	23	218	16	768	10	224	640	2	29	84	44	69,420
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量																		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量																		
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量																		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量																		
全処理委託量	64,537	2,114	399	93	219	0	23	218	16	768	10	224	640	2	29	84	44	69,420
優良認定処理業者への処理委託量																		
再生利用業者への処理委託量																		
認定熱回収業者への処理委託量																		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																		

②計画(令和6年度)

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき類	ガラス・陶器類	プラスチック類	金属くず	混合(安定型のみ)	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず	石膏ボード	混合(管理型を含む)	水銀使用製品産業廃棄物	炭油	タールピッチ	廃石綿等	合計(t)
排出量	70,991	2,325	439	102	241	0	25	240	18	845	11	246	704	2	32	92	48	76,362
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量																		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量																		
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量																		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量																		
全処理委託量	70,991	2,325	439	102	241	0	25	240	18	845	11	246	704	2	32	92	48	76,362
優良認定処理業者への処理委託量																		
再生利用業者への処理委託量																		
認定熱回収業者への処理委託量																		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																		

(出所：札幌市)

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減
インパクト エリア/トピック	PI: 〈雇用〉、〈賃金〉 NI: 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉
影響を与える SDGs の目標	    
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取組みの実施</li> <li>・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢、障がい等の有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立</li> <li>・適正な給与水準の維持により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく</li> </ul>
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な給与水準の維持</li> <li>・有給休暇取得率の向上</li> <li>・全社員平均残業時間の削減</li> <li>・女性従業員数の増加</li> <li>・女性役職者割合の増加</li> <li>・多様な人材の採用</li> <li>・業務上の重大事故発生件数ゼロの維持</li> </ul> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の平均賃金以上の水準を維持し、引き続き働きがいのある職場づくりに取り組む。</li> <li>・2029 年末までに全社員平均有給休暇取得率の向上(35%/2024 年末→45%/2029 年末)</li> <li>・2029 年末までに全社員月間平均残業時間の削減(12 時間/2024 年末→9 時間/2029 年末)</li> <li>・2029 年末までに女性従業員数の増加 (17 人/2024 年末→30 人/2029 年末)</li> <li>・2029 年末までに女性役職者割合の増加 (15.3%/2024 年末→25%/2029 年末)</li> <li>・2029 年末までに障がい者の従業員数の増加 (2 人/2024 年末→3 人/2029 年末)</li> <li>・2029 年末までに外国人従業員数の増加 (0 人/2024 年末→2 人/2029 年末)</li> <li>・2029 年末までにシニア層の従業員数の増加 (29 人/2024 年末→35 人/2029 年末)</li> <li>・2029 年末までにインターンシップによる採用の増加 (4 人/2024 年末→6 人/2029 年末)</li> <li>・5 年間のモニタリング期間中、業務上の重大事故発生件数ゼロの維持</li> </ul>

①適正な給与水準の維持 (PI : 〈賃金〉)

本間解体工業では、担当業務の内容や資格の取得状況に応じた公平な人事考課を行い給与に反映させている。同社の従業員 1 人当たりの平均給与額は、毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）2024 年 11 月平均給与（事業所規模 30 人以上）291,878 円、産業別（建設業）400,597 円を上回る水準である。3 年前より賃金のベースアップを実施しており、実績は以下のとおり。これらの取組みにより、引き続き、適正な給与水準の維持を図りながら、働きがいのある職場づくりにも取り組んでいく。

ア. 賃金ベースアップの取組み状況

2024 年 4 月	賃金のベースアップ率：5.5%
2023 年 4 月	賃金のベースアップ率：6.8%
2022 年 4 月	賃金のベースアップ率：9.2%

②ワークライフバランスの推進（NI：〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉）

厚生労働省がこのほど公表した 2023 年「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 62.1%である中、「建設業」の有休取得率は 57.5%で平均を下回っている。

本間解体工業では、働き方改革関連法を遵守していることに加え、福利厚生充実、社内の業務フローの改善を通じて、2024 年末では平均有給休暇取得率は 35%、平均月間残業時間は 12 時間となっており、2029 年末までには平均有給休暇取得率 45%、平均月間残業時間 9 時間を目指している。引き続き、繁忙期・閑散期を勘案しながら、労働環境の改善に注力をしていく。なお、年次有給休暇は労働基準法 39 条に則り付与しているとともに、産休育児休暇（現在、社員 1 名が取得している）、介護休業等は就業規則規定に則り申請があった場合付与している。

③ダイバーシティの推進

（PI：〈雇用〉 NI：〈ジェンダー平等〉、〈民族・人権平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉）

本間解体工業では、多様な人材の活用を推進しており、性別や年齢等、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。女性社員の活躍推進のほか、障がい者や外国人、シニア層等の雇用も推進し、従業員が安心して就労できる環境整備に向けた取組みを引き続き図っていく。

主な取組み項目	具体的な取組み内容
女性社員の活躍推進	職種を問わず採用を実施しており、希望する職種に就けるよう配慮を行っている。 （2025 年 2 月末現在：オペレーター 1 名、工場作業 1 名）
障がい者雇用の向上	事務部門での採用を募集中
外国人雇用の向上	外国人の採用実績があるため、今後も継続して採用を検討していく。
定年再雇用制度	原則 65 歳定年であるが、70 歳までの年度更新で雇用延長制度がある（給与体系維持）。また、70 歳を迎えても再雇用できる制度も完備している。

ア. 従業員一覧(2024 年 12 月末現在、単位：人)

全従業員数 116	男性	99	全従業員のうちパート従業員数	4
			全従業員のうち障がい者の従業員数	2
	女性	17	全従業員のうち 60 歳以上の従業員数	29

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

項目	実績 (2024 年 12 月末)	目標 (2029 年 12 月末)
女性従業員数	17 人	30 人
役職者における女性の割合	15.3%	25%
障がい者従業員数(パート・アルバイト含む)	2 人	3 人
外国人従業員数	0 人	2 人
シニア層の従業員数(60 歳以上、パート・アルバイト含む)※3	29 人	35 人

#### ウ. インターンシップによる採用

本間解体工業では、大学生、高校生を対象に整備工場見学（タイヤショベル乗車体験・オイル交換等）、本社見学、解体作業現場見学等といった内容のインターンシップを年間 2 回程度実施しており、採用につなげている。



写真：インターンシップの実施状況  
（出所）本間解体工業 HP

項目	実績（2024年12月末）	目標（2029年12月末）
採用数	29人 （うちインターンシップ採用数4人）	35人 （うちインターンシップ採用数6人）

#### ④労働環境改善に向けた取組み（NI：〈健康および安全性〉）

本間解体工業では、労働環境改善に対する以下の取組みを積極的に行っており、労使一体となり安全で衛生的な職場環境の整備に取り組んでいる。また、業務の効率化、作業の分業化も進展しており、図面や施工計画書、安全書類の作成などは業務部社員が行い、施工担当の社員が現場に集中できる環境を整備している。これらの取組みを通じて、業務上の重大事故発生件数ゼロの維持に努めている。

#### ア. 労働安全衛生に対する取組み状況

会合名	実施頻度	主な内容
安全衛生委員会	月1回	現場事故や交通事故の原因対策について全社で共有化している。

#### ⑤「さっぽろ圏奨学金返還支援事業」の認定登録企業

2020年4月から開始した「さっぽろ圏奨学金返還支援事業」（札幌市）は、学生時代に貸与型奨学金を利用した場合、札幌市から認定を受けた企業等へ就職し、さっぽろ圏内※に居住することを条件に就職後2年目～4年目に年間最大18万円を3年間（最大54万円）支援するものである。

本事業は、企業を認定登録制としており、本間解体工業は認定企業として登録されている。

#### ※さっぽろ圏

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の計12市町村



(3) 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取り組み

項目	内容
インパクトの種類	PIの向上、NIの低減
インパクト エリア/カテゴリ	PI：〈教育〉 NI：〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉
影響を与える SDGsの目標	 
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の資格取得のサポート</li> <li>・労働生産性向上に向けた各種施策の実行</li> <li>・各種研修の実施により人材育成の強化に注力</li> </ul>
毎年モニタリングする 目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の強化に注力するとともに、労働生産性向上に向けた各種取り組みの推進</li> </ul> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2029年末までに有資格者数（延べ人数）の増加 （103人／2024年末→130人／2029年末）</li> </ul>

①資格取得のサポート（PI：〈教育〉、NI：〈社会的保護〉）

従業員のスキルアップにつながる資格の取得については、その受験費や研修費等はすべて会社負担しており、従業員の資格取得により業務の生産性向上を図っている。

ア. 主な資格者一覧(2024年12月末現在 ※解体工事業主任技術者要件のみ抜粋)

資格名	人数
解体工事施工技師	9
一級建築施工管理技士	7
一級土木施工管理技士	6
二級建築施工管理技士	8
二級土木施工管理技士	4

イ. 有資格者※の状況

実績（2024年12月末）	目標（2029年12月末）
有資格者（延べ人数） 103人	有資格者（延べ人数） 130人

※ 有資格者 特定の業務を行うことができることを証明する資格や認定、免許等の保有者のこと

②労働生産性・安全性向上に向けた社内体制（PI：〈教育〉、NI：〈健康および安全性〉）

本間解体工業では、労働生産性・安全性向上に向け、組織として以下の取組みを実施している。

主な取組み項目	主な取組み内容
【内部管理体制】 経営理念及び経営目標を社内で共有している。	中期経営計画(2024～2026)に策定した①業界最大手への成長、②社員待遇の更なる向上、③安全管理の徹底、④組織力強化の4つの目標を達成すべく、部門別課題の共有および取組み状況の進捗を各会議にて共有している。
【法令遵守】 法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大災害撲滅に向け、安全環境推進部による現場パトロールを実施するほか、毎月1回協力会社向けの安全教育を実施している。</li> <li>・自社社員のみならず、協力会社および取引先に対し、年1回反社誓約書や機密情報取扱誓約書を提出させている。</li> </ul>
【組織体制】 企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当、専門部署等の体制を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGs 推進チームを発足し、毎月1回有志社員による本社周辺の清掃活動を継続している。</li> <li>・事務所および現場で発生した各種ごみの分別を徹底し、適正な方法で廃棄する体制を整えている。</li> </ul>
【リスクマネジメント】 リスクを特定、評価し、マネジメントするプロセスを整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理室を設置し、契約書のリーガルチェック、協力会社の許認可確認～与信管理を実施している。</li> <li>・軽微な事故等においても、代表者を含めた情報伝達経路を確立し、迅速かつ適切な対応を行っている。</li> <li>・その他経営に影響を及ぼしかねない潜在要素を見つけ、対策を講じている。</li> </ul>

③人材育成の推進（PI：〈教育〉）

本間解体工業では、会社全体の生産性向上とレベルアップを目指した以下の各種研修の実施により、全従業員の業務スキルの標準化及び向上を図っている。

ア. 研修の実施状況

研修名	実施頻度	主な研修内容等
ビジネスマナー講習	年2回	ビジネスマナーの基本確認
採用求人票、面接ロールプレイング	年5回	効果的な面接テクニックと評価方法の確認

## 5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

### (1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

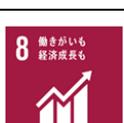
本間解体工業の事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

#### ①環境配慮に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
 11 住み続けられる まちづくりを	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策の実行することで、二酸化炭素排出量の削減に寄与する。

#### ②働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 3 すべての人に 健康と福祉を	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 4 質の高い教育を みんなに	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 5 ジェンダー平等を 実現しよう	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
 8 働きがいも 経済成長も	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
 10 人や国の不平等 をなくそう	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、適正な給与水準の維持による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

### ③人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

SDGs17の目標	ターゲット	内容
 4 質の高い教育を みんなに	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 8 働きがいも 経済成長も	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、労働生産性向上に向けた各種施策の実行、社内教育の推進を通じて人材育成の強化に注力することを通じて、労働生産性向上に寄与する。

## (2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本間解体工業が拠点を置く北海道では、これまでも地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的な発展に向け、「北海道建設産業支援プラン 2018」に基づき様々な取組みを進めてきたが、北海道の建設産業は就業者の高齢化や若年者の入職が進まない等、依然として厳しい状況が続いていることから、新たな建設産業振興施策として「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」（推進期間：2023年度～2027年度）を策定した。

新たなプランでは、「建設産業の担い手の確保及び育成」を重点課題と位置づけ、その解決に向けて「働き方改革」、「生産性の向上」、「魅力の発信」を3つの柱とし、将来、担い手となる若者や子供たちにとって建設産業の未来【ミライ】が魅力あるものとなることを目指し、取組みを展開していく。

### ①策定の趣旨

現在、北海道における建設投資額は安定して推移しているものの、少子高齢化の影響により、全産業で生産年齢人口の減少が進み、建設産業においても、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど人材確保が厳しい状況となっており、将来にわたる建設工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じたより一層の生産性向上が必要となっている。

以上の課題に対し、北海道として引き続き、国や関係団体などと連携し、就業環境の改善や ICT 等を活用したさらなる生産性の向上、デジタル化や脱炭素化といった社会変革にも対応した取組みを進めるとともに、将来、担い手となる若者や子供たちにとって建設産業の未来【ミライ】が魅力あるものとなるよう、「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」を策定するものである。

### ②本プランの位置づけ

本プランは、北海道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定された「北海道総合計画」（2016年度～2025年度）における基本的な方向に沿って具体的な政策を推進するため策定される、「特定分野別計画」（「2 経済・産業分野」中、「（3）中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生」）として位置づけられるものである。

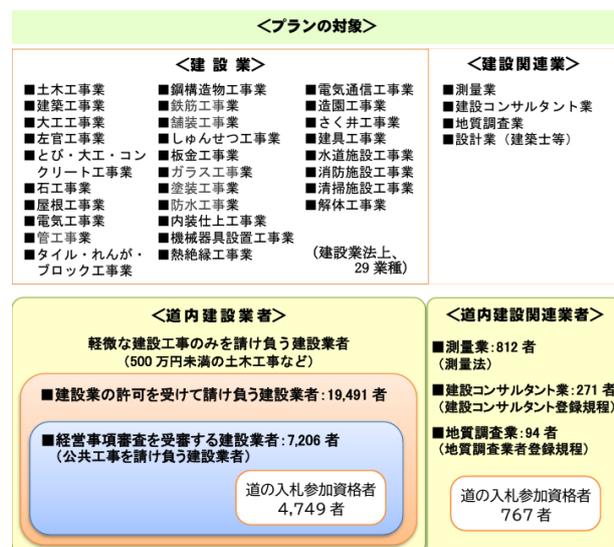
### ③推進期間

北海道の建設産業が抱える様々な課題を解決し、今後とも持続的に発展するには、各建設企業や国、関係団体との連携をより一層強化し、スピード感をもって取り組む必要があることから、2023年度から2027年度までの5年間を推進期間としている。なお、社会経済情勢の急激な変化が生じた場合は、必要に応じて、適宜見直しを行っていく。

### ④本プランの対象範囲

建設産業は、土木工事業、建築工事業や大工工事業、解体工事業といった「建設業」のほか、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業、設計業（建築士等）といった「建設関連業」の様々な工程が有機的に連携し、受注生産が行われるシステムとなっている。

本プランでは、こうした一連の生産システムを担う「建設業」及び「建設関連業」を対象範囲とする。

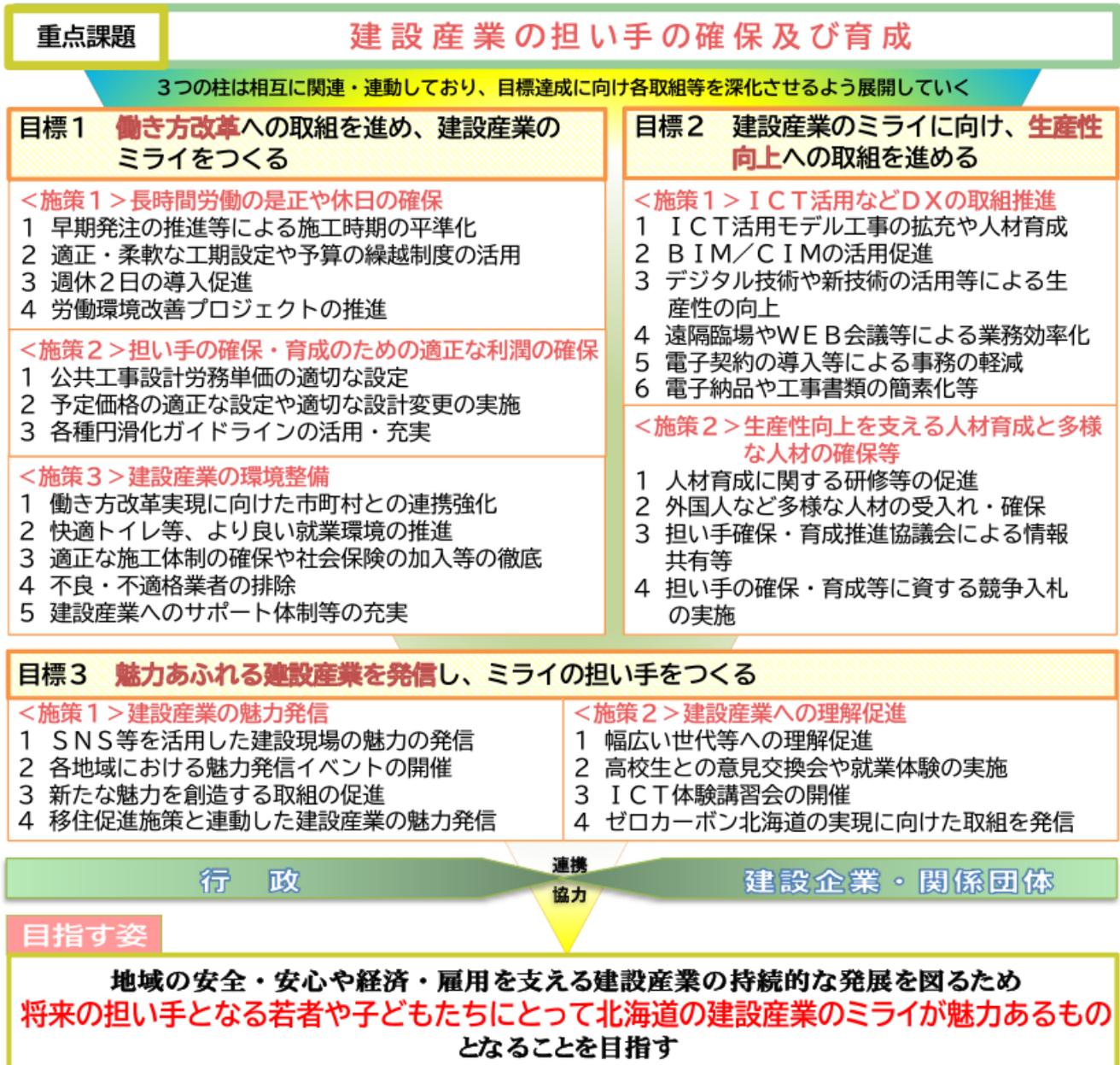


(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

⑤本プランの施策と取組みの展開

本プランの施策と取組みの展開については以下のとおり。

図表 8 「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」の施策と取組みの展開



(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

⑥持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

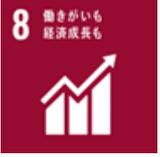
本プランにおいては、SDGsの視点を取り入れ、以下の内容で各施策を進めるものとしている。

SDGs17の目標	主な施策	SDGs17の目標と施策の関係
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT活用等のDXの取組み推進</li> <li>生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等</li> <li>建設産業の魅力発信・理解促進</li> </ul>	<p>講習会や資格取得など担い手育成への取組や広く建設産業の魅力を発信する取組み等</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業の環境整備</li> <li>生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等</li> <li>建設産業の魅力発信・理解促進</li> </ul>	<p>女性が活躍する場をつくり、女性も含めた講習会等の取組み等</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働の是正や休日の確保</li> <li>担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保</li> <li>建設産業の環境整備</li> </ul>	<p>働き方改革の推進や就業環境の改善等、担い手確保・育成の取組み等</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保</li> <li>ICT活用等のDXの取組み推進</li> <li>建設産業の魅力発信・理解促進</li> </ul>	<p>DXの取組み推進や新技術の活用、広報活動等の取組み等</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業の魅力発信・理解促進</li> </ul>	<p>建設産業の役割や安心・安全な地域づくりへの貢献等、建設産業への理解を深め、広報する取組み等</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業の環境整備</li> <li>生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等</li> </ul>	<p>性別や国籍に捕らわれない担い手の確保・育成への取組み等</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての施策</li> </ul>	<p>関係団体及び企業等と連携し、取組む</p>

(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

⑦企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本プランを基に、本間解体工業の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下のSDGs17の目標と主な施策への取組みが認められ、本間解体工業は自社の事業を通じて、北海道が掲げる本プランに対して十分に貢献していると考えられる。

SDGs17の目標	主な施策	SDGs17の目標と施策の関係	本間解体工業の取組み
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT活用等のDXの取組み推進</li> <li>生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等</li> <li>建設産業の魅力発信・理解促進</li> </ul>	<p>講習会や資格取得など担い手育成への取組や広く建設産業の魅力を発信する取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内教育の推進</li> <li>インターンシップの実施</li> </ul>
 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業の環境整備</li> <li>生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等</li> <li>建設産業の魅力発信・理解促進</li> </ul>	<p>女性が活躍する場をつくり、女性も含めた講習会等の取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進やダイバーシティの推進</li> <li>社内教育の推進</li> </ul>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働の是正や休日の確保</li> <li>担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保</li> <li>建設産業の環境整備</li> </ul>	<p>働き方改革の推進や就業環境の改善等、担い手確保・育成の取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスの推進</li> </ul>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業の魅力発信・理解促進</li> </ul>	<p>建設産業の役割や安心・安全な地域づくりへの貢献等、建設産業への理解を深め、広報する取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターンシップの実施</li> </ul>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業の環境整備</li> <li>生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等</li> </ul>	<p>性別や国籍に捕らわれない担い手の確保・育成への取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進やダイバーシティの推進</li> </ul>

## 6. 本間解体工業のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

本間解体工業は、高嶋常務執行役員経理部長を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、高嶋常務執行役員経理部長を最高責任者として、銀行に対する報告も同氏が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、高嶋常務執行役員経理部長が統括し、達成度合いを荒井副社長執行役員がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

本間解体工業の責任者	常務執行役員経理部長 高嶋 研二
本間解体工業のモニタリング担当者	副社長執行役員 荒井 功
銀行に対する報告担当者	常務執行役員経理部長 高嶋 研二

## 7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行と本間解体工業の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 か月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上